

[事案 2019-206] 契約内容遡及変更等請求

・令和2年4月7日 裁定終了

<事案の概要>

転換契約であることの説明を受けていないことを理由として、転換時に遡って契約内容を変更することを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成3年1月に契約した終身保険（契約①）について、平成11年4月に個人年金保険（契約②）に転換したが、以下等の理由により、契約①を転換時に遡って死亡保障額の最低金額に縮小して残し、契約②を年金だけとして残してほしい。

- (1) 転換に際して、募集人から、契約①が契約②に転換されるという説明は受けておらず、転換であることは知らなかった。
- (2) 転換に際し募集人からは、「一時金が年金に変わっただけ」と説明されており、契約①を消滅させる意図はなかった。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人は転換を理解していたので、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 転換時に募集人は、設計書等を用いて転換前後の契約内容の違いを説明している。
- (2) 申立人は、主契約が終身保険から個人年金保険に変わったことの説明を受けたことを認めている。
- (3) 契約申込書には、転換契約であることが明示されている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、転換時の状況を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、転換に際し、契約①は消滅しないと申立人が誤信していた等とは認められず、契約①を転換時に遡って死亡保障額の最低金額に縮小して残し、契約②を年金だけとして残すことは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。